

令和4年8月釜石市議会臨時会 議案等説明資料

釜 石 市

目 次

報告第4号 箱崎半島線道路災害復旧(1災538号鵜住居)工事の変更請負契約 の締結に関する専決処分の報告について.....	1
--	---

報告第4号

箱崎半島線道路災害復旧(1災538号鵜住居)工事の変更請負契約の締結に関する専決処分の報告について

1 提案理由

市道箱崎半島線盛土崩壊事故原因の検証事業において提案を受けた、盛土の変位及び排水状況を確認する観測計器について、学識経験者との協議により、仕様及び設置箇所等が確定したことから設置工を増工することに伴い、契約額を増額する変更請負契約を締結したもので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項及び釜石市長専決条例(昭和48年釜石市条例第49号)第2条第1号の規定に基づき専決処分したので、同法第180条第2項の規定により報告するものである。

なお、工期は、令和3年3月1日から令和4年7月29日までである。

2 工事名

箱崎半島線道路災害復旧(1災538号鵜住居)工事

3 契約金額

変更前	280,204,100円(うち消費税額及び地方消費税額	25,473,100円)
変更後	287,279,300円(うち消費税額及び地方消費税額	26,116,300円)
増額分	7,075,200円(うち消費税額及び地方消費税額	643,200円)

4 契約の相手方

釜石市鵜住居町第6地割20番地1
株式会社 青紀土木
代表取締役 青木 健一

5 専決処分の日

令和4年6月28日

6 備 考

変更契約金額増額分の内訳
工事費 増 7,075千円
観測計器設置工 増 7,075千円

(担当課 : 建設課)

箱崎半島線道路災害復旧(1災538号鵜住居)工事

観測計器配置図

